

四国健康支援食品制度のご案内

ヘルシー・フォー



四国健康支援食品 評価会議

平成30年5月

一般財団法人 四国産業・技術振興センター
(四国健康支援食品普及促進協議会事務局)

本リーフレットは、消費者庁が所管する「保健機能食品」(特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品)とは別に、食品の安全性・機能性に関する「科学的根拠の存在」を表示する「四国健康支援食品制度」(平成29年6月27日運用開始)について紹介するものです。



この資料は、競輪の補助金を受けて作成しています。

<http://ringring-keirin.jp>

四国健康支援食品制度とは、食品の安全性・機能性に関し、科学的根拠が存在する食品であることを審査・評価し、商品に表示することのできる四国独自の民間認証制度です。

四国健康支援食品制度の概要

項目	内容
評価機関	四国健康支援食品評価会議(※1)
審査機関	四国健康支援食品審査委員会(※2)
対象食品	四国内で製造された食品、あるいは四国内で製造された機能性素材等を配合した食品。 (四国内製造には、四国内に本店を置く企業が四国外で委託製造させた場合を含む)
対象素材	単一成分、組成物 (単一の化学物質及び動植物由来の抽出物など複数の化学物質から組成される複合体)
科学的根拠	ヒト介入試験の結果に基づいて作成された査読を受けた論文
表示文言	この食品に含まれる<素材名>については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』(注1)が行われたことを四国健康支援食品評価会議が認めたものです。 (素材名・・・科学研究が行われた素材の具体的な名称を記載)
安全性	ヒト介入試験(注2)に先立って実施される倫理委員会で審査され、査読付き論文になっていること。
申請期間	年2回(5月、10月)
認証の有効期間	認証の日から起算して3年を経過した日の属する月の末日まで(延長更新可能)
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 評価を受けようとする食品が上記「対象食品」であること。 ◇ 評価を受けようとする食品が、安全性ならびに法律的に問題のないことが事業者自らの責任において確認できていること。これには、必要に応じて行う食品表示等に関する行政の所掌部局への事前照会を含む。 ◇ 四国健康支援食品普及促進協議会(※3)の正会員(年会費3万円)であること。

(注1:食品等に含まれる素材について、健康の維持、増進効果の検証のため行ったヒト介入試験の結果に基づき論文が作成された研究をいう。)

(注2:健康食品やサプリメントについて、その有効性や安全性を客観的に示すためのエビデンスを取得するために、ヒトを対象として行う試験をいう。)

[各組織の概要]

※1 四国健康支援食品評価会議	企業・団体・個人から、科学的根拠の存在に関する評価を依頼された食品に関し、科学的根拠の存否について評価を行う組織。大学・医療機関・法律事務所など有識者数名で構成されている。
※2 四国健康支援食品審査委員会	食品の安全性・機能性について、企業・団体・個人から提出された「科学的根拠」などの審査を行う独立組織で、大学教授数名で構成されている。
※3 四国健康支援食品普及促進協議会	「四国健康支援食品制度」の活用などにより、四国の食産業の振興・発展に取り組んでいる民間団体で、平成25年11月20日に高知市で開催された「四国食品健康フォーラム2013」において設立された。(平成30年7月3日時点で会員数35)

四国健康支援食品制度は、以下の基準で評価されます。

【評価基準】(「四国健康支援食品制度運用要綱 第3条第2」より)

論文の科学的水準	国内外の学術論文誌に掲載された論文であること。(ただし、論文の研究成果について同分野の複数の専門家による検証や評価を行う査読が行われている学術論文誌に限る。)
論文の内容	ア 病者を対象とした論文でないこと。 イ 特定の疾患、疾病の治癒又は予防を意図した論文でないこと。 ウ ヒト介入試験が日本国内で行われていること。 エ ヒト介入試験で用いる素材が、対象食品に含まれている素材と同じ由来であり、同等程度含有されていること。 オ 論文の研究対象とされた素材に係る健康の維持、増進効果に関する研究内容が、既知の科学的知見に照らして著しく合理性を欠くものでないこと。 ※(原則1報あれば申請できる。)
安全性	ア ヒト介入試験における公正性のある倫理審査において適切な安全性の確認がなされていること。 イ ヒト介入試験時における成分の摂取方法が対象食品の摂取方法と同様であるとともに、対象食品に含有される成分量がヒト介入試験時の摂取量と同量程度であること。
その他	評価申請において、他者が作成した論文を提出する場合は、作成者等の許可を得ていること。

ヘルシー・フォー

- ★ 健康な四国を創造していくことを目指しており、「フォー」は四国のことを意味している。
- ★ また、愛称における「・」には「掛け合わせる」という意味があり、「ヘルシー × フォー = 健康 × 四国」ということで、「四国全体を健康に!」、「四国の総力で社会を健康に!」という思いも込められている。

フォー



- Four(四国の「4」 → 四国全体を網羅した取り組み)
- For (ために → 四国のために)
- Fore(前へ → 取り組みを前進させる)

【商品表示例(イメージ)】



本制度の適用に当たっては、本制度運用要綱ならびに本制度評価要領に定められた要件等を満たして頂く必要があります。以下はそれらをフローとして取りまとめたものです。本制度の適用を目指される場合は、このフローに則って、必要な手続きを行ってください。

四国健康支援食品制度 申請手続きの進め方

(事業者自らが論文作成する場合)

(他者の論文を活用する場合)

- ・試験管試験や動物試験等
- ・毒性等の安全性試験
- ・倫理審査
- ・ヒト介入試験

論文の権利者等の許可

査読のある学術論文誌に掲載

下記の申請要件を満たすことを確認

- ◇ 評価を受けようとする食品が要綱で定められた「対象食品」であること。
- ◇ 評価を受けようとする食品が、安全性ならびに法律的に問題のないことが事業者自らの責任において確認できていること。これには、必要に応じて行う食品表示等に関する行政の所掌部局への事前照会を含む。
- ◇ 四国健康支援食品普及促進協議会の正会員(年会費3万円)であること。

申請

四国健康支援食品普及促進協議会が支援(※)

(※)本協議会は、個別の評価・審査には関わりません。

四国健康支援食品評価会議が評価・認証
(申請手数料10万円/商品)
(更新手数料5万円/商品/3年)

商品パッケージ等に表示
(マーク使用料1万円/商品/年)

詳細は、LSIN(エルシン)のホームページを参照願います。 <http://www.lsin.org/shsf/>

《第1回認証》

平成29年6月に運用開始となった四国健康支援食品制度では、受付期間中において4件の申請があり、それらについて、論文審査などに基づく評価が行われ、いずれも「健康でいられる体づくりに関する科学的研究」の存在が確認できたことから、10月23日付けで下表の食品が四国健康支援食品制度第1回認証食品として認められました。

＜第1回認証食品一覧＞

認証番号	認証事業者	所在地	商品の名称(形態)	対象素材(※)
第01-0001号	(株)レアスウィート	香川県	レアシュガースウィート (甘味料) 	希少糖 (ブシコース、ソルボース、 タクトース、アロース)
第01-0002号	自然免疫応用技研(株)	香川県	健康茶さらそま (お茶) 	ハントエア・アゲロメランス由来LPS
第01-0003号	酔鯨酒造(株)	高知県	KENNOU けんのう (清涼飲料水) 	葉酸、ビタミンB6、ビタミンB12
第01-0004号	バイオアイ(株)	大阪府	美ッ栗ポリフェノール (サプリメント) 	栗渋皮抽出物 (愛媛県の企業が製造)

(※)食品あるいは食品の原材料となる素材のうち、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われたものをいう。

《四国健康支援食品制度の普及広報活動》

STEPは、平成29年6月に運用開始となった「四国健康支援食品制度」の普及拡大に向けた取り組みとして、四国アライアンス(阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行による包括提携組織※)との共催で、平成30年1月～3月の間、本制度に関心のある事業者を対象としたセミナーを4県都にて順次開催しました。

当日は、第一部で、各地に本店を置く地方銀行の主催者の開会挨拶に続いて、STEPが本制度の概要と制度適用に向けて留意して頂きたい点を説明した後、第1回認証を受けられた企業から事例発表が行われました。

10分の休憩を挟み、続く第二部の個別商談会では、機能性が期待されている食品素材を有する企業と食品製造事業者との間での商談に加え、本制度の適用に関して活発な意見交換などが行われました。

＜セミナーの開催状況＞

	1月17日	2月2日	2月21日	3月14日
場 所	百十四銀行 (高松市)	四国銀行 (高知市)	伊予銀行 (松山市)	阿波銀行 (徳島市)
事 例 発 表 企 業	(株)レアスウィート 自然免疫応用技研(株) (株)中温	(株)レアスウィート 酔鯨酒造(株) (株)中温	(株)レアスウィート 酔鯨酒造(株) (株)中温	(株)レアスウィート 自然免疫応用技研(株) (株)中温
参 加 者 数	50名	40名	40名	30名

(※)四国アライアンス

4行それぞれの経営の独立性および健全な競争関係を維持しつつ、4行が連携して四国地域の活性化や創生に取り組むことにより、各地域および顧客の持続的な成長・発展に貢献することを目的として2016年11月に締結された包括提携協定に基づく組織。



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

制度の問い合わせ窓口

一般財団法人

四国産業・技術振興センター

(STEP(ステップ))

◇四国健康支援食品普及促進協議会事務局

TEL:087-851-7025 FAX:087-851-7027

〒761-0033 香川県高松市丸の内2-5(ヨンデンビル)

<http://www.tri-step.or.jp>



評価申請窓口

特定非営利活動法人

環瀬戸内自然免疫ネットワーク

(LSIN(エルシン))

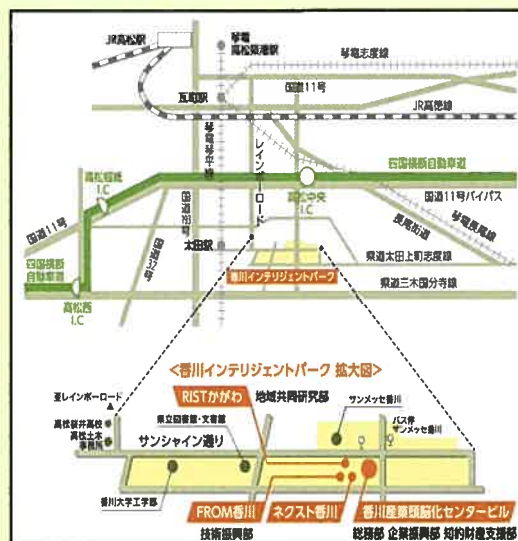
◇四国健康支援食品評価会議事務局

TEL:087-813-9201 FAX:087-813-9203

〒761-0301 香川県高松市林町2217-16

FROM香川バイオ研究室

<http://www.lsin.org/shsf/>



四国健康支援食品普及促進協議会 会員募集について

四国健康支援食品普及促進協議会では、「四国健康支援食品制度」の適用を積極的に進め、これまで以上に、四国の食産業の振興・発展につとめてまいりたいと考えております。

皆さまにおかれましては、本制度の趣旨をご理解頂きましたうえで、是非とも、本協議会へご入会して頂けますようご案内申し上げます。

入会ご希望の方は、本協議会のホームページに掲載されている協議会規約ならびに会員規程をご了承のうえ、所定の申込書によりお申込みください。(ホームページ: http://www.tri-step.or.jp/shokuhin/shokuhin_index.html)

	特 典	会 費(一口)
正 会 員	1. 四国健康支援食品制度への申請 2. 協議会ニュースの配信 3. 本協議会名で共同出展する展示会等への参加 4. 各種講演会・セミナー・シンポジウムのご案内 5. 各種情報提供 など	年3万円
準 会 員	1. 協議会ニュースの配信 2. 本協議会名で共同出展する展示会等への参加 (正会員からの申し込み数が出展募集数に未達となる場合に限り) 3. 各種講演会・セミナー・シンポジウムのご案内 4. 各種情報提供(別途費用が発生するものの一部を除く) など	年5千円

※申請手続きの進め方など本制度の適用を具体的に検討される場合は、支援サービスを受けることのできる正会員での入会をお勧めします。